

第四十三回国会 大蔵委員会議録 第二十四号

昭和三十八年四月十九日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 白井 莊一君

理事足立 篤郎君 理事嶋田 宗一君

理事毛利 松平君 理事山中 貞則君

理事吉田 重延君 理事平岡忠次郎君

理事堀 昌雄君 天野 公義君

伊藤 五郎君 大久保武雄君

岡田 修一君 田澤 吉郎君

田中 榮一君 田中 正巳君

濱田 幸雄君 藤枝 泉介君

古川 丈吉君 坊 秀男君

佐藤觀次郎君 広瀬 秀吉君

出席政府委員

大蔵政務次官 原田 憲君

委員外の出席者

専門 員 坂井 光三君

三月二十七日

委員岡田修一君及び芳賀貢君辭任につき、その補欠として簡牛九夫君及び野口忠夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員簡牛九夫君及び野口忠夫君辭任につき、その補欠として岡田修一君及び芳賀貢君が議長の指名で委員に選任された。

四月五日

金融緊急措置令を廃止する法律案

(内閣提出第一六一二号)

三月二十八日

医療法人の課税是正に関する請願(濱地文平君紹介)(第二六八七号)

同(足立篤郎君紹介)(第二六九五号)

同(小川平二君紹介)(第二六九六号)

同(岡崎英城君紹介)(第二六九七号)

同(賀屋興宣君紹介)(第二六九八号)

同(津雲國利君紹介)(第二六九九号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第二七〇〇号)

同(増田甲子七君紹介)(第二七〇一号)

同(村上勇君紹介)(第二七〇二号)

同(宮澤胤勇君紹介)(第二七〇三号)

同(柳谷清三郎君紹介)(第二七〇四号)

同(植木庚子郎君紹介)(第二七二二号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(上林山榮吉君紹介)(第二七二三号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

同(坂田道太君紹介)(第二九四七号)

更生資金の貸付限度額引上げ等に関する請願(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

同(上村千一郎君紹介)(第三四一〇号)

○白井委員長 これより会議を開きます。

金融緊急措置令を廃止する法律案を議題といたします。

金融緊急措置令を廃止する法律案

金融緊急措置令(昭和二十一年勅令第八十三号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 経済関係罰則の整備に関する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

別表乙号第二十四号を次のように改める。

二十四 削除

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における経済情勢の推移にかんがみ、金融緊急措置令を廃止する

必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○白井委員長 政府より提案理由の説明を聴取いたします。原田大蔵政務次官。

○原田政府委員 たいま議題となりました金融緊急措置令を廃止する法律案の提案理由を御説明申し上げます。金融緊急措置令は、戦後のわが国金融の緊急事態に対処するため制定されました緊急勅令でありまして、預金の封鎖、金融機関に対する融資の制限及び禁止、封鎖預金に関する債権関係の特例等を規定しているものであります。

しかしながら、封鎖預金に関する規定につきましては、金融機関再建整備法に基づく最終処理が完了し、新旧勘定区分が消滅したことによりその実質的使命を終え、また、金融機関に対する融資の制限及び禁止に関する規定につきましては、戦後十数年を経過し、経済情勢が当時と著しく異なり、これを存置することを適当としない情勢となりましたので、この措置令を廃止しようとするものであります。なお、これとともに、関係法律について、この措置令廃止に伴う関連条文の整理を行なうこととしております。以上が、この法律案を提出する理由及びその概要であります。何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。○白井委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。本案に対する質疑は次会に譲ることいたします。

次会は来たる五月七日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四分散会